

ふくいプレミアム商品券 取扱店舗募集要項

1. 事業目的と制度の概要

福井市では、物価高騰等の影響を受けた生活者および事業者を支援するため、「ふくいプレミアム商品券」を発行します。本事業は、福井市が国の重点支援地方交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用して実施するものです。

【商品券の仕様】

発行者：福井市

受託者・換金事務代行者：「ふくいプレミアム商品券」発行事業事務局（以下、事務局）

名称：ふくいプレミアム商品券

商品券の構成：紙商品券 1 セット 6,000 円（1,000 円券×6 枚つづり）

【配布対象とスケジュール】

基準日：令和 8 年 8 月 1 日（土）時点で福井市の住民基本台帳に記載されている方

販売期間：令和 8 年 10 月 23 日（金）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

利用期間：令和 8 年 10 月 23 日（金）～令和 9 年 1 月 31 日（日）

2. 取扱店舗の申込資格と登録手順

【申込資格】

- 福井市内において食料品や日用品などの小売業、飲食業、サービス業を営み、かつ店舗を有する事業者が対象です。
- 次に規定する事業所等は募集の対象外とする。
 - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し関与するもの。
 - (2)法令又は公序良俗に反するもの。

【登録の手順】

- 本事業特設ウェブサイトの下記の専用ホームページより申請してください。
- オンライン申請が困難な場合は、FAX にて申請いただくか事務局へお問い合わせください。
専用ホームページ：<https://fukui-shohinken.jp> よりエントリーフォームに入力。
- 登録時期により、市民向けリーフレットへの掲載可否が異なります。登録料は無料です。

区分	登録期間	広報媒体への掲載
一次登録期間	令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 25 日（金）	リーフレットおよび専用ホームページに掲載
二次登録期間	令和 8 年 9 月 26 日（土）～ 12 月 18 日（金）	専用ホームページのみの掲載 （リーフレット掲載不可）

3. スターターキットの送付物と配送時期

承認された店舗には、事務局からスターターキットを配送します。

※登録審査から承認までにはおおよそ 5 営業日を要します。

【送付物一覧】

送付状

参加店舗用マニュアル

換金用アプリ ログイン QR コードキット

換金用アプリ 管理画面マニュアル

ポスター

チラシ

ステッカー

【配送時期について】

一次登録者：令和 8 年 10 月中旬を目途に配送、販売開始前にお受け取りいただけます。

二次登録者：準備が整い次第、都度順次配送。12 月末までにはお受け取りいただけます。

【事前準備について】

キット到着後はすぐに内容物を確認の上、「ポスター」「チラシ」「ステッカー」は、速やかに店舗の目立つ場所へ掲示・配架してください。

4. 商品券の現場対応と対象外品目

現場での誤用はトラブルの元となります。以下の対応を従業員全員に徹底させてください。

【現場対応について】

- ①商品券の表紙をミシン目で切り離し、利用される商品券（1,000 円単位）を受け取る。
- ②商品券が偽造されたものでないか、必ず確認する。商品券にはコピーガードとホログラムを施しております。
- ③商品券の裏面の店舗押印欄に自店の店舗印等を押印。他店の押印等がないか確認する。
- ④携帯やタブレット端末等で取扱店舗専用アプリを開き、QR コードを読み取る。取引金額を自動集計し、ご指定の口座へ精算金の振り込みを行います。

※詳しくはホームページ上にある「取扱店舗事業者向け説明動画」をご確認ください。

●注意事項

- ・商品券の額面（1,000 円単位）を確認すること。不足分は現金等と併用可能です。
- ・釣り銭を支払うことは厳禁です。釣り銭が出ないよう、総額が商品券の額面を上回ることを確認してから決済してください。釣り銭が出る場合は、利用者に注意を促してください。

- ・商品券で購入した商品の返品に対し、現金や電子マネーによる返金を行ってはいけません。
原則として代替品との交換で対応してください。
- ・偽造や不正利用が疑われる場合は、直ちに事務局までご連絡ください。また偽造や加工、改ざんの疑いのある商品券は受領しないでください。
- ・商品券は「金券類」として現金同様に取り扱い、差別的な扱いを行わないでください。また、精算済みの商品券は、事務局へ送付するまで「金券類」として厳重に保管してください。
- ・詳しくはマニュアルをご確認ください。

【対象外品目（厳守）】

以下の品目の支払いには、商品券は一切使用できません。

- ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項3号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入れ商品等の購入
- ・土地及び家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- ・現金との換金又は金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ・その他当該商品券の事業目的にそぐわないもの

【参加店舗へのお願い】

「ポスター」「ステッカー」「チラシ」を利用開始日前に利用者の見やすい場所に必ず掲示・配架してください。

利用対象外品目について、あらかじめ消費者が認識できるよう店頭に表示してください。

閉店や休業等のやむを得ない事情がない限り、利用期間中の取り扱いを継続してください。

5. 換金手続きとスケジュール

換金手数料は無料です。商品券記載の事業者精算用 QR コードを読み取り、管理画面から申請してください。

月 1 回の頻度で指定口座へ振り込まれます。精算期間と申請〆切を厳守してください。

振込回数	商品券精算期間	申請〆切	振込予定日
第 1 回	10/23（金）～ 10/31（土）	10/31（土） 23:59	11/20（金）
第 2 回	11/1（日）～ 11/30（月）	11/30（月） 23:59	12/21（月）
第 3 回	12/1（火）～ 12/31（木）	12/31（木） 23:59	1/20（水）
第 4 回（最終）	1/1（金）～ 1/31（日）	2/3（水） 23:59	2/15（月）

【最重要：換金不能リスクに関する案内】令和9年2月4日（木）以降は、いかなる理由があっても一切の申請を受け付けられません。期限を過ぎると店舗側の損失となりますので、最終受付日には細心の注意を払ってください。

6. 違反行為への対応と紛争解決

募集要項の逸脱や健全な運営を妨げる行為に対しては違反とみなし、厳格に対処します。

以下の行為が認められた場合、事務局は登録の取り消し、換金の拒否、および損害賠償の請求を行います。

- ・虚偽の情報による不正登録。
- ・商品の販売を伴わない架空取引や、自店での自己取引。業者間の取引。
- ・詐欺等の犯罪行為への関与。
- ・その他、不適切と事務局が判断した行為等

申請内容や取引に疑義が生じた場合、市および事務局は調査（実地調査を含む）を行う権利を有します。

店舗はこれに協力しなければなりません。

免責事項：

- ・換金申請締切を過ぎた商品券の換金は受け付けません。
- ・盗難・紛失・滅失・毀損に対して、発行者および事務局は責任を負いません。
- ・偽造・加工・改ざんされたもの、または著しく汚損したものは無効となります。
- ・いかなる場合でも商品券の再発行はできません。

トラブル：

商品券の利用に関し、利用者と取扱店舗との間で生じた苦情、紛争については当事者間で解決するものとし、発行者および事務局は一切の責任を負いません。

7. お問い合わせ先

ご不明な点は、管理画面マニュアルを確認いただくか、以下の事務局までご連絡ください。

「ふくいプレミアム商品券」発行事業事務局（日本旅行福井支店内）

所在地：〒910-0006 福井県福井市中央 1-1-25 CURU-F 福井駅

TEL：090-5630-5879

FAX：0776-22-2733

URL：<https://fukui-shohinken.jp>

Mail：fukui_shohinken@nta.co.jp

開設時間：平日 9:00 ～ 17:00

〔土日祝および年末年始（令和8年12月29日（火）～令和9年1月3日（日））は休み〕